

1 2. 「登録事業及び技術者数調書」の記入のしかた

<基本説明事項>

I この書類は、「測量及び建設コンサルタント等業務」に業者登録申請をするかたが作成してください。

II 法令等に基づいて登録を受けている事業の名称、登録を受けた時期、会社における技術職員の数について記入してください。

「会社における技術職員」とは、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術職員を指します。

(1) 「1. 登録事業の確認」の各欄については、自社が登録している事業に係る「登録番号」と「登録年月日」を記入してください。次に掲げるもの以外に登録事業がある場合や、同一事業について複数部門の登録を受けている場合等は、登録事業名が空白となっている部分に記入してください。

なお、記入事項を証明するために登録証や登録証明書等の写し（証明年月日が業者登録申請日以前の3か月以内のもの）を添付してください。

ア 测 量 業 者	測量法第55条による登録
イ 建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程第2条による登録
ウ 建築士事務所	建築士法第23条による登録
エ 地質調査業者	地質調査業者登録規程第2条による登録
オ 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第2条による登録

(2) 「2. 所属技術者の資格の種類及び人数の確認」の「人数」欄については、次のとおりとしてください。

ア 「資格の種類等」欄に掲げた資格について、申請日現在の該当職員数（申請日現在の該当職員数が把握できない場合には、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日における該当職員数）を記入してください。

イ 一人で複数の資格を有している者がいる場合は、重複して計上してください。
ただし、一人で同一種類の資格に関して「1級・2級」や「士・士補」の資格を有している場合は、これらのうち上位のものについてのみ記入してください。

ウ 「技術士」や「RCCM」のように資格取得後、法令等に基づく登録が必要な資格については、登録を受けている者のみ記入してください。

エ 「技術士」について、①「建設部門」及び「総合技術監理部門」のうち選択科目を「土質及び基礎」とするもの ②「応用理学部門」のうち選択科目を「地質」とするものについては、「地質調査」欄に記入してください。

※ 「2. 所属技術者の資格の種類及び人数の確認」に記載された資格について
は、**下記の例示を参照**してください。

<技術者の資格について（例示）>

資格の種類等	資格についての説明（関係法令等）
測量士（測量士補）	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士（測量士補）の登録を受けている者
技術士	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち「総合技術監理部門」に合格し、同法による登録を受けている者
※技術士（地質調査）	※ 技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る）とするものに合格し、又は総合技術監理部門（選択科目を「土質及び基礎」若しくは「地質」とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者
土地区画整理士	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 109 号）の規定に基づく土地区画整理士技術検定に合格した者
A P E C エンジニア	アジア太平洋経済協力会議（A P E C）が取りまとめた「A P E C エンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者
R C C M（シビルコンサルティングマネージャ）	一般社団法人建設コンサルタント協会の行う R C C M 試験に合格し、登録を受けている者
1 級土木施工管理技士	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理とするものに合格した者
2 級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を 2 級の土木施工管理（種別は問わない）とするものに合格した者
構造設計一級建築士	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する構造設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士
設備設計一級建築士	建築士法に規定する設備設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士
一級建築士	建築士法に規定する一級建築士
二級建築士	建築士法に規定する二級建築士
建築設備士	建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 に基づく要件に該当する者

資格の種類等	資格についての説明（関係法令等）
建築積算資格者	公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者の試験に合格し、登録を受けている者
第一種電気主任技術者	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者
伝送交換主任技術者	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
線路主任技術者	電気通信事業法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
地質調査技士	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償業務管理士	一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者
公共用地経験者	官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が 10 年以上の者